

改正概要説明書	
国名：デンマーク	法令名：特許法
改正情報：2012年1月24日統合特許法 No. 108 2012年2月1日施行	
改正概要：	
<p>1. 担当大臣の名称が、「経済商務大臣」から「事業・経済成長大臣」に変更された(第5条, 第6条他多数の条文)。</p> <p>2. 植物及び動物増殖材料の特許の保護の範囲と条件に関し, 増殖用家畜又は他の動物繁殖用材料の場合, 「経済商務大臣は, 農業者が自身の農業活動を遂行するために前記特許を実施する範囲及び条件に関して規定を定める。」と規定されていたが, 「事業・経済成長大臣は, 農業者が自ら農業活動を遂行するために当該種畜及び動物増殖材料を利用する範囲及び条件に関して定める。」に変更された。</p> <p>3. PCTによる国際出願がデンマークの国内段階に移行する際, 国際出願の言語がデンマーク語に加えて英語の場合も翻訳を提出する必要がなくなったことにより, 英語で作成されている場合の規定が加えられた(第33条, 第88条)。</p> <p>4. デンマークがロンドン条約に加入し, 欧州特許が英語で付与されている場合には, デンマークでの欧州特許の有効化のために, クレーム以外はデンマーク語への翻訳が不要となった(第77条)。</p> <p>5. 特許出願手数料等, 種々の手数料の金額, 納付した手数料の返還及び手数料の調整について, 新たに特許法に規定された(第98条~105条)。</p>	
改正内容：	
<p>・第3b条 (植物及び動物増殖材料の特許の保護の範囲と条件)</p> <p>本条は, 特許所有者により又はその同意を得て, 植物増殖材料, 増殖用家畜又は他の動物繁殖用材料が農業者に対して販売されること又はそれ以外の方式で商業化されることは, 植物増殖材料の場合, 当該農業者に対し, 収穫した生産物を自己の農場において増殖又は繁殖のために自ら使用することを許諾したことを意味し, 増殖用家畜又は他の動物繁殖用材料の場合, 当該動物又は他の動物繁殖用材料をその農業活動をするために使用することを許諾したことを意味する旨規定している。</p> <p>そして, 増殖用家畜又は他の動物繁殖用材料の場合, 「<u>経済商務大臣</u>は, 農業者が自身の農業活動を遂行するために前記<u>特許を実施する範囲及び条件</u>に関して規定を定める。」と規定されていたが, 「<u>事業・経済成長大臣</u>は, 農業者が自ら農業活動を遂行するために<u>当該種</u></p>	

畜及び動物増殖材料を利用する範囲及び条件に関して定める。」に変更された。

・第5条, 6条, 7条等

担当大臣の名称が, 「経済商務大臣」から「事業・経済成長大臣」に変更された。

・第33条 (国際特許出願)

第3項に関し, 国際出願がデンマークの国内段階に移行するとき, 国際出願がデンマーク語に加えて英語で作成されている場合も翻訳文を提出する必要がなく, その写しを提出すればよくなった。そのため, 英語で作成されている場合もデンマーク語で作成されている場合と同様, その写しを提出したときは, 出願の手続きが進められる場合であっても, 第22条(2)(3)の規定(ファイルの公開等)を適用することが定められた。

・第68条 (手数料に関する規則)

事業・経済成長大臣が定めることができることが, 「本法に規定される手数料及び取扱手数料」から「特別取引, 公告, 謄本, 手続等のための納付に関する規則」に改正された。

・第77条 (欧州特許の有効化)

欧州特許をデンマークで有効化するためには, 翻訳文を提出しなければならないが, デンマークがロンドン協定(欧州特許を指定国で有効化するために提出する欧州特許の翻訳文に関する協定)に加入したことにより, 本文が英語の場合又は英語に翻訳された場合にはデンマーク語への翻訳文は不要となり, その場合, クレームはデンマーク語への翻訳のみ提出すればよいこととなった。

・第88条 (欧州特許出願のデンマーク特許出願への変更)

第1項(iii)に関し, ある国内特許当局に提出された欧州特許出願について, その出願が期限内に欧州特許庁に送付されなかったことにより取下げとみなされた場合, 出願人の請求により当該出願をデンマークにおける特許出願に変更できる条件として, デンマーク語だけでなく英語の翻訳文を提出してもよいこととなった。

・第91条 (補充的保護証明書)

第2項で, 事業・経済成長大臣は, 証明書を取得するための申請等の手数料の金額を定める, と規定されていたが, 改正法では, 補充的保護証明書に関する事件の審査及びその他の処理については, 手数料を納付しなければならない, と規定された。

・第98条 (手数料の金額)(新設)

特許出願手数料, デンマークを指定する国際特許出願の手続きの申請等の手数料の金額

について、新たに特許法に規定された。

・ **第 99 条 (手数料の金額) (新設)**

特許出願，特許及び欧州特許の更新手数料の金額が，新たに特許法に規定された。

・ **第 100 条 (手数料の金額) (新設)**

付与された特許についての異議申立，行政再審査請求等の手数料の金額について，新たに特許法に規定された。

・ **第 101 条 (手数料の金額) (新設)**

特許出願の再開請求及び特許出願又は付与された特許の権利回復の請求の手数料の金額について，新たに特許法に規定された。

・ **第 102 条 (手数料の金額) (新設)**

国際特許出願の場合における特許庁商標庁の取扱についての手数料の金額について，新たに特許法に規定された。

・ **第 103 条 (手数料の金額) (新設)**

補充的保護証明書の申請，補充的保護証明書の更新等の手数料の金額について，新たに特許法に規定された。

・ **第 104 条 (手数料の返還) (新設)**

納付された手数料の返還について，新たに特許法に規定された。

・ **第 105 条 (手数料の調整) (新設)**

上記手数料は，一般物価及び賃金変動に従って調整できることが，新たに特許法に規定された。